

# パブリックコメント実施結果報告書

平成24年3月29日

担当課	くらしの安心推進課
担当者	湯口
連絡先	7284

意見公募のテーマ：

## ①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、3（1）と記載してください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
12（7）	4（2）	13（3）	（ ）	（ ）	29（12）

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

## ②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部のみ反映したものを含む)	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点監視事項で「食肉や生レバーの生食の危険性周知」とあるが、消費者に対しての策がわかりにくい。</li> <li>鳥取県独自の食品衛生管理認定制度「とっとり食の安全認定制度」を積極的に導入する理由は何か。</li> <li>別表4の数字が「0」と「空欄」がありわかりにくい。</li> <li>クリーンパスの認知度が低い。広く知ってもらう努力・積極的な導入を求める。ポスターや新聞に載せる、研修や講習時のPRを行ってはどうか。</li> </ul>
既に盛り込み済み	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前連絡をせず、定期的に指導する必要があると思う。</li> <li>農家等の生産者が自ら加工食品を販売したのものについても、衛生検査、指導をおこなってほしい。</li> <li>23年度重点監視項目の「ふぐ」が24年度は重点監視項目から削除されている。継続して行うべきではないか。</li> <li>研修を受けた食の安全モニターは食の安全モニター研修会で講師をするとあるが、良い研修は一般の消費者も対象に含めてほしい。</li> <li>文書や講習会ではなく、その施設にあった衛生管理講習会があってもよいと思う。</li> </ul>
今後の検討課題	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>食中毒予防対策の広報について、ホームページ掲載は大きな成果が考えにくい。又、出前説明会とあるが、どのように行われているのか。前年度の実績が書いてあるとわかりやすいと思う。</li> <li>研修を受けた食の安全モニターがモニター講習会の講師になるとあるが、困難ではないか。</li> <li>立ち入り計画の目標数は必要ないと思う。前年度の監視数があれば信憑性がある。</li> <li>病院、給食施設の指導は年1回の立ち入り監視は少ないと思う。書類だけでなく、現場でチェックが必要。又、その結果を保護者に報告してほしい。</li> <li>食品監視員が少ない。増員を希望する。</li> <li>食中毒広報は、ホームページ等のみでなく、スーパー等の目につくところに置いてはどうか。</li> <li>残留農薬に係る収去検査に「東部地域のねぎ」が無い。県の特産品であり、検査すべきではないか。</li> <li>全体的に難解な用語が多い。計画書内に用語集をつけてはどうか。</li> <li>生食用食肉に関する注意喚起とは出前説明会ですか。全ての人は出席できないので、情報は誰でも知ることができるようにしてほしい。</li> <li>監視指導計画案で年1回の立ち入りのものは年2回にしてほしい。</li> <li>クリーンパスの認知度が低い。名称は分かりやすいものがよく、又、周知されるようお店の紹介があればよい。</li> <li>病因物質別食中毒発生状況は、2年間のグラフだが、3年分であれば推移が分かりやすいと思う。</li> </ul>
対応困難		
その他 (例：施策の体系外の意見等)	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>商品の保存期間（賞味期限）、保存方法等の設定について相談にのってほしい。</li> <li>新商品モニターが簡単に行えるような施設がほしい。</li> <li>牛乳や魚を売っている自動車が冷蔵でなかったように思う。温度基準はないのか。</li> <li>生食用食肉の調理人に対し、ふぐのような認定システムを作れば、消費者が分かりやすいのではないか。</li> </ul>
計	29	

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。 →とりネットのパブコメページ・  
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲 載	その他
○			○		

※「その他」の例：審議会報告など

注：③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記載してください。  
参考：H23実施結果 →<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=173293>